

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号
損害賠償等請求事件

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

反訴原告 示現舎合同会社 外 2名

反訴被告 部落解放同盟 外248名

準備書面2(反訴)

2019年4月24日

東京地方裁判所 民事第13部合議B係 御中

反訴被告ら訴訟代理人弁護士	河 村 健 夫	
同	山 本 志 都	
同	指 宿 昭 一	
同	中 井 雅 人	

第1 「反訴被告準備書面1(反訴)求釈明に対する答弁」に対する認否反論

1 第1段落について

反訴原告三品が、2017年2月10日、滋賀県米原市の滋賀県立文化産業交流会館において行われた「部落解放研究第24回滋賀県集会」に出席したことは認め、その余は否認する。

反訴被告川口泰司（以下、「反訴被告川口」という。）は、反訴原告三品を講演会場から追い出していない。当該集会の主催者が、集会の趣旨、講師である反訴被告川口と反訴原告三品とが裁判係争中であること等の状況等を総合的に判断し、反訴原告三品に対して講演会場からの退出を要請した。要請を受けた反訴原告三品は、要請を受け入れて自ら講演会場から退出した。したがって、反訴原告三品は、反訴被告川口により講演会場から追い出されていない。

2 第2段落について

認める。

3 第3段落について

認める。

反訴被告川口は、講演開始から10分程経過した時点で、一番前の中央の席に反訴原告宮部及び反訴原告三品が座っていることに気がつき、驚いて講演を中断した。反訴被告川口は、演壇から離れて反訴原告宮部及び反訴原告三品に近づき、ステージ上中央前側でマイクを外して「宮部さんと三品さんですよね。」「私は原告の一人で、裁判係争中でもある。二人がいる事で、しんどい思いをする当事者も会場にいるから退出して欲しい。」と話しかけた（甲91・15頁）。これに対し、反訴原告宮部及び反訴原告三品は、「自分たちはお金を払って、一参加者として来ている。講演の邪魔をするつもりはない。なぜ講演を聞けないのか。それは差別だろう。」などと述べ、退出を拒否した（甲91・15頁）。再度、反訴被告川口は、「参加するなら主催者に事前に許可を取ってからにして欲しい。」「双方が当事者として裁判係争中であり、ここでの話や記録等が、裁判にも影響する事があるので、退出してほしい。参加するなら事前に主催者に許可を取って欲しかった。」等と何度も伝えたが、反訴原告らは反訴被告川口の申し出を拒否した（甲91・15頁）。

反訴被告川口が「あなたたちの存在自体でしんどい思いをする当事者の人もいるんですよ」と述べたのは、反訴原告ら（本訴被告ら）が、「全国部落調査」復刻版の出版を企て、その電子データをインターネット上に掲載し拡散したこと、部落解放同盟関係人物一覧に反訴被告ら（本訴原告ら）のプライバシー情報を掲載し拡散したこと等により、不安な思いやしんどい思いなどをしている部落出身者も同集会にたくさん参加していたからである。反訴原告らは本訴事件の加害者であり、加害者が集会会場いることで、部落出身者や当事者は、安心して平穏に、講演を聞くことができないし、質疑応答でも、安心して発言できないことになる。

反訴被告川口が「私はあなたを見ていると気分が悪くなる」と発言したのは、当該集会の約1か月前の正月に、同人の自宅に差別ハガキが届けられたこと、同差別ハガキによる被害は反訴被告川口だけでなくその家族にも及ぶこと、反訴被告らインターネット上に掲載し拡散させた被差別部落所在地情報等は現在も拡散され続けていること、反訴原告らが「取材」「研究」と称して全国各地の部落の情報等をネット上に晒して続ける行為の恐怖等のストレスから複数箇所の大きな円形脱毛症になっていた（甲91・9～14頁）。そのため、反訴被告川口は「私はあなたを見ていると気分が悪くなる」という発言をしたのである。

4 第4段落について

認める。

反訴被告川口と反訴原告らがやりとりをしている姿を集会主催者スタッフが発見し、途中から同スタッフも駆けつけ、反訴原告らに退出するようになって要請しはじめた。当初は何が起きているのかは前列以外の参加者は分からなかったが、スタッフが駆けつけてきて、反訴原告らが参加していることが徐々に会場内の参加者にも伝わっていき、「出ていけ」「帰れ」という声が会場内の2人～3人からあがった。

5 第5段落について

否認ないし争う。

当該集会の『討議資料』の「基調」や同封した冊子『部落差別は今』(部落解放同盟滋賀県連合会)には、鳥取ループ・示現舎ら(反訴原告ら)の行為を許さず、ばらまかれた「部落」の所在地情報や個人情報による身元調査・戸籍等不正取得事件、差別事件の解決に向けて集会参加者とともに取り組むことが明記されている。

しかも、反訴原告らも述べるように反訴被告川口の講演の題名は「新たな『部落地名総鑑』事件とネット公開～公然化・扇動化・悪質化する差別の現実～」であり、本訴請求原因となっている反訴原告らの行為に関する話がされることは一見して明らかである(「公然化・扇動化・悪質化する差別」とは反訴原告らの行為である。)。本来は参加者に伝えたい・知りたい内容であっても、本訴事件の加害者である反訴原告らを目の前にいることで、話すことができなくなる内容もある。少なくとも、反訴被告川口にとって、多大な精神的苦痛を伴う講演となる。

そもそも、本訴事件における加害者である反訴原告が、その被害者やその被害を救済しようとする者による集会に出席することは、同集会参加者尊厳を踏みにじる侮辱的行為である。このような侮辱的行為に対し、反訴被告川口や当該集会主催者は極めて丁寧な対応をしたと言える。それにもかかわらず、反訴原告らの退出が速やかではなかったこと等から、集会参加者から怒りのあまり「帰れ」「出て行け」という声があがつたのである。

6 第6段落について

反訴原告らに対してそれぞれ参加費3000円が返却されたことは認め、その余は否認ないし争う。

前述のとおり、当該集会主催者スタッフ(うち一人は本訴原告山口敏樹)が、反訴原告らに対し、参加費を3000円ずつ返却すること等を提案し、

退出を要請した。反訴原告らはこれに同意して自ら会場を退出した。また、主催者スタッフは、反訴原告らに対し、集会参加者に配布された「討議資料」の返却を求め、反訴原告らは、同意の上「討議資料」を主催者に返却した。決して主催者スタッフが、無理やり奪い取ったり、反訴原告らの身体を拘束したりして資料を回収したわけではない。主催者スタッフは丁寧な姿勢・態度で反訴原告らに対して退出及び資料の返却を申し出ていた。なお、集会資料の返却時に、集会資料が入った袋ごと返却を受けたために、その袋の中に、反訴原告らのノートと筆記用具が混入していたに過ぎず、問答無用の没収があったわけではない。

第2 本訴被告らの行為の違法性の高さ

第1で述べたとおり、反訴被告らは、「全国部落調査」復刻版の出版を企て、その電子データをインターネット上に掲載し拡散する、部落解放同盟関係人物一覧に本訴原告らのプライバシー情報を掲載し拡散するだけでなく、被害者である本訴原告らが参加してこれら本訴被告らの悪質な行為の研究し、救済に向けた討議をする集会に無断で参加して、本訴原告らにさらなる精神的苦痛を与えたのである。それにとどまらず、本訴被告らは、自らの加害行為に関して荒唐無稽な反訴を提起している。これらの本訴被告らの悪質な行為も、本訴原告らが求める慰謝料の算定において十分に考慮されるべきである。

以上